

DRMニュース

No.27

財団
法人 日本デジタル道路地図協会 JAPAN DIGITAL ROAD MAP ASSOCIATION
〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目3番13号 菱進平河町ビル5階 TEL:03-3222-7990 (代表) FAX:03-3222-7991

平成19年度事業計画について

平成19年度事業計画につきましては、去る5月25日に開催された第36回理事会において
議決・承認されましたので、次のとおりその概要を紹介します。

事業計画の基本的考え方

- (1) 官民共通のデータベースとして、安定的かつ継続した提供サービスと、データベースの精度・鮮度の向上や種々の道路を補完しながらデータベース内容の充実を図るとともに、前提となる安定的な協会の運営に努めます。
- (2) 事業基盤・維持更新基盤の安定化に努め、そのためにも、データベース内容の品質等を高め、より信頼性のある官民共通基盤としてのデータベースとなるように努めます。
- (3) 従来、国・地方公共団体の道路管理者はもとより、官民各方面において DRM デジタル道路地図データベースの利用がなされていますが、大学等の研究機関を含め、広く国民生活に密着した利活用方策に、より一層努めます。
- (4) 次世代デジタル道路地図等の新たなニーズに対応したデジタル道路地図の高度化に関する取組みを強化します。
- (5) ITS分野における我が国の国際的責務を果たす一環として、デジタル道路地図に関する国際標準化に積極的に参加します。
- (6) 国の施設がデジタル道路地図を通じて、国民生活の効率的かつ安全・安心な活動に寄与できるよう関係機関と緊密な連携を図ります。
- (7) 公益法人制度改革の動向を踏まえ、早期に検討・準備体制を整えるとともに、これまでの成果と実績を活かしつつ、法律施行に伴って生ずる諸手続きにおいて、公益財団法人として認定されるよう努めます。

事業計画

1. デジタル道路地図に関する調査研究

DRM デジタル道路地図データベースは、道路管理、道路交通情報提供、特殊車両通行許可、交通事故分析、災害対策等の道路行政に不可欠なものになるとともに、民間においてはカーナビゲーション等を通じて広く国民生活の利便性向上に貢献しており、近年ますます重要性が増大しています。今後とも官民共通のデータベースとしての機能をさらに拡充するとともに、より一層の利用促進を図るために次の各種調査研究を行います。

- ① デジタル道路地図の高度化に関する調査研究
- ② ITS分野における国際標準化のための調査研究
- ③ データの作成・更新・管理業務の効率化に関する調査研究
- ④ データベースの利活用拡大方策に関する調査研究
- ⑤ 世界測地系管理体系への移行に関する調査研究
- ⑥ デジタル道路地図に関する研究助成

2. デジタル道路地図データの収集、データベースの整備及び更新等

関係機関等との連携を強化し、データの収集・作成・更新等を引き続き着実に実施し、信頼性のある官民共通のデータベースとして、なお一層の鮮度・精度及び品質の向上を図ります。

また、データの更新作業等作業の効率化方策についても、引き続き取り組みます。

2.1 データベースの整備及び更新

- (1) 道路管理者資料等による整備及び更新
都道府県道以上の道路等については、供用開

管理テーブルのデータ等の更新を行います。

4. データベース標準改訂関連事業

外部環境の変化や、データベース利用者等の要望を踏まえ、より使いやすい道路データベースとするため、必要に応じてデータベース標準の改定を行います。

5. データベースの提供

DRMデータベースを DRM 標準フォーマット 21 により賛助会員をはじめ希望者へ提供します。なお、全国デジタル道路地図データベース標準でも提供します。

6. 受託事業

デジタル道路地図に関する業務を受託し、実施します。

7. 国際標準化活動

ITSデータベース技術に関する国際標準化(ISO/TC204/WG3)の国内委員会事務局として、国内分科会の会議を開催するほか、国際会議に出席し意見交換及び提案、デジタル道路地図に関する情報収集を行う等、国際標準化について積極的に活動します。

8. 広報・普及活動

- (1) 国・地方公共団体はもとより、さらに広範に DRMデータベースが社会で利用されるよう引き続き普及促進に努めます。
- (2) DRMデータベースの利用想定ニーズに合わせた広報活動を行います。
- (3) 「測量・設計システム展2007」に参加し、DRMデータベースの利用実態等について、パネル展示、ベンダーフォーラム、パソコンによるデモ等により、当協会の役割・諸活動等を広く紹介します。
- (4) ホームページに新機能を付加し、広く利用者が容易に理解できるよう改善するほか、パンフレットを更新し、発行します。
- (5) 機関誌「 DRMニュース第27号 」を発行し、主要な業務内容等を国や都道府県の道路管理者、

始2年度前のデータ化を行うため、道路管理者の諸資料を収集し、DRMデータベースの整備及び更新を行います。

また、新たに供用される主要な市町村道、港湾道路、農道、土地区画整理事業に伴う道路等の資料を全国的に収集し、DRMデータベースを充実させるため整備及び更新を行うほか、幹線林道のデータ整備に引き続き取り組みます。

なお、昨年度に国土交通省で全国整備された「走りやすさマップ」の民間提供用データ整備について、国土交通省と連携して取り組みます。さらに、交差点名称データ等の一層の充実を図るとともに、ノード等の位置精度について、より一層の精度向上を図ります。

(2) 新刊地形図による更新

國土地理院発行の1/2.5万及び1/1万の新刊地形図に基づき、DRMデータベースの更新を行います。

(3) 道路管理関係データベースの更新

距離標データ、路線データ、道路交通センサス対応テーブル、現・旧・新道区分データ、上下線区分データ等の更新を行います。

2.2 データベースの機能の向上

(1) バイパス等の路線名等のID化

全国の幹線（一・二級）市町村道について、路線名等のID化に引き続き取り組むとともに、今年度からは幹線道路等のバイパス等のID化に取り組みます。

(2) 踏切データの充実等

全国の踏切について、通行規制区分を整備するほか、国土交通省が緊急対策踏切としている「ボトルネック踏切」について補修を行います。

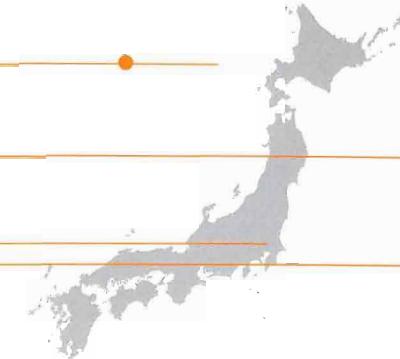
(3) 補修等

DRMデータベースの信頼性向上のため、交通規制データを整備している関係機関とも連携し、データベースの補修を行います。

3. 特定業務利用データベースの更新

(1) 國土交通省が昨年度導入した新しい特殊車両通行許可システム用いる地図データベースを関係機関と連携して更新します。

(2) VICSリンクデータベース、VICSリンク世代



賛助会員等に配布し、広報活動に努めます。

- (6) 来年度の創立20周年を迎えるに当たり、記念講演会等主要行事実施のための準備作業を行います。

9. その他

当協会の目的を達成するために必要な事業を実施します。

第33回評議員会が開催される

第33回評議員会が平成19年5月25日（金）、評議員36名全員の出席（委任状による出席を含む。）をいただき、弘済会館において開催されました。

冒頭、浅井理事長の挨拶の後、議長に選任された近持評議員により議事を進行しました。

まずははじめに、矢口専務理事及び西澤常務理事が

「平成18年度事業報告書及び決算書（案）」並びに「平成19年度事業計画書及び収支予算書（案）」についてそれぞれ説明しました。

さらに、平成19年5月31日付けで任期満了となる役員の選任に関する議案については、全員異議なく同意をいただきました。

第36回理事会が開催される

第36回理事会が平成19年5月25日（金）、理事15名全員の出席（委任状による出席を含む。）をいただき、弘済会館において開催されました。

冒頭、浅井理事長の挨拶の後、第1号議案「平成18年度事業報告書及び決算書（案）」については、矢口専務理事及び西澤常務理事から説明がありました。さらに、藤本監事から監査報告が行われた後、審議に入り、承認の可否について諮ったところ、全員異議なく原案どおり議決・承認されました。次いで、第2号議案「平成19年度事業計画書及び収支予算書（案）」についても同様に説明がされた後、審

議に入り、承認の可否について諮ったところ、全員異議なく原案どおり議決・承認されました。

また、第3号議案として、平成19年5月31日付けで任期満了となる役員の選任並びに理事長、専務理事及び常務理事の互選について諮ったところ、役員の選任については、全員異議なく原案どおり議決・承認され、また、役職理事については、理事長には浅井新一郎氏が、専務理事には矢口彰氏が、常務理事には西澤公陸氏がそれぞれ互選されました。

なお、6月1日以降の役員は、別表のとおりです。



評議員会で挨拶する浅井理事長



理事会での審議の模様

平成19年度新規事業概要

1. デジタル道路地図の高度化に関する調査研究

国家戦略としての政府のIT新改革戦略やITSのセカンドステージ、国土交通分野のイノベーションなどに向け、官民双方において次世代デジタル道路地図に関して種々の検討が行われています。これらの状況と成果及び行政目的支援の観点も踏まえ、次世代の新たなニーズ、とりわけ安全安心に関わるデータ項目需要に対応する必要があります。このため、安全運転支援等に資するデジタル道路地図の高度化について、データフォーマット、表現方法等の調査研究を行います。

2. 共通基盤図システムの作成

道路管理者が通行規制、工事箇所、災害箇所などの情報提供を行う場合や道路行政に伴う資料作成に際して、各道路管理者間で共通の図面によることが望ましいと考えられます。デジタル道路地図データベースを用いて、常に最新の道路網図を表示し、さらに、路線上の位置・区間を省力的に地図表示できる共通基盤図システムを作成します。

3. 世界測地系管理体系への移行に関する調査研究

平成13年測量法等の一部改正により、我が国の緯度・経度の基準は、日本測地系から世界測地系へと移行しました。ただし、デジタル道路地図データベースが利用している日本測地系の地域メッシュコードを直ちに世界測地系のそれに移行することは、データベース利用者にとって多大の影響があることから、JIS追補により、10年間利用を延長しています。

これまで影響の見極めを行ってきましたが、デジタル道路地図の高度化検討の進捗も踏まえ、多岐にわたる関係者と連携しつつ、具体的な移行方法を検討します。

4. 走りやすさマップデータとの連携

平成17~18年度に国土交通省が全国で整備を行った「走りやすさマップ」は、カーナビ等が利用することによって走りやすい経路の選択など、その意義、効果は、より高まると考えられます。

そのため、国土技術政策総合研究所の指導の下で、走りやすさ評価や各種基礎データについて、カーナビ・地図事業者が利用しやすいようデジタル道路地図のリンク等との連携対応化を行います。

5. 幹線道路等バイパス等名のID化

主要な道路通称名については、既にリンク属性データとしてデータ化されています。今後は、幹線的的道路のバイパス名等についても、道路区間の特定、位置参照において重要と考えられるため、今年度からデータ化を行うこととします。

6. 遮断時間等踏切に関するデータの充実

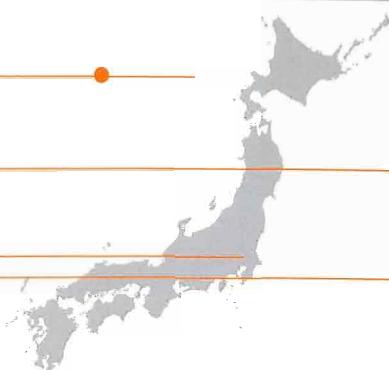
従来、全国の概ねの踏切については、リンク属性として、その位置、名称等をデータ化済みです。

平成18年に国土交通省が全国の踏切を総点検し、開かずの踏切など緊急対策踏切を発表しました。当協会は、このリスト等を基に「開かずの踏切」、「その他の緊急対策踏切」を優先してデータの総点検を行い、データ不備のあった踏切について補修を行い、データ完備を進めることとします。

また、併せて「踏切別遮断時間データ」をDRM-DBに取り込むこととし、正式データとする前に、当面は試行的に利用できるようにします。カーナビが開かずの踏切等の遮断度合いを保有することにより、時間帯に応じてボトルネックの踏切を迂回する経路選択を行うことができ、渋滞緩和にも役立つことが期待されます。

7. ノード、距離標等の位置精度向上

従来、デジタル道路地図データベースは、1/2.5万地形図を基本として各種位置座標を取得



しており、10m程度の誤差が考えられます。今後、将来のGPSの精度向上、デジタル道路地図の高度化、各方面のGISとの連携を考慮するとデジタル道路地図も高精度化が求められます。このため、コストの少なさも考慮しながら、ノード等位置精

度を向上させることを検討します。

また、国道指定区間（国が管理する国道）等では距離標の位置をデータ化していますが、道路情報提供や道路管理の高度化に向けて、位置精度向上を推進します。

平成18年度 デジタル道路地図データベース更新の概要

平成18年度のDRMデジタル道路地図データベース（以下「DRM-DB」という。）更新作業は、道路管理者及び国土地理院発行の新刊地形図からの資料により、道路網をデータ化するなど、信頼性の向上と内容の充実を図りました。

更新の概要は、次のとおりです。

1. DRM-DBの更新

(1) 道路管理者資料等による更新

- ① 道路管理者から提供を受けた資料等により、都道府県道及び政令指定市道の2車線以上の道路について、DRM-DBの更新を行いました。
また、平成19年2月1日現在の市町村合併までを対象に関連データの更新を行いました。
- ② 新たに供用され、主として道路ネットワークを形成する主要な市町村道（279路線）、港湾道路（35路線）及び農道（100路線）の資料を独自に収集し、データ整備を行いました。
また、土地区画整理事業に関する道路についても218事業地区で資料を独自に収集し、データ整備を行いました。
- ③ 都道府県が管理する道路について、冬期の通行不能区間を対象にデータ更新を行いました。
- ④ 従来の直轄国道に加え、都道府県管理道路を対象に、異常気象時通行規制区間にに関するデータを整備しました。

(2) 新刊地形図による更新

- ① 鉄道、水系、施設等の背景データ及び新たに建設された道路について、平成17年11月2日から平成18年11月1日までの間に国土地理

院から新たに発行された1/2.5万地形図537面を用いて更新を行いました。

② 1/2.5万地形図において、道路の表現が省略されている総括地区や住居密集地区等について道路網の充実を図るため、平成16年度から整備を開始した1/1万地形図（315面）について、平成17年11月2日から平成18年11月1日までに発行された1/1万地形図（27面）により、データベースの更新を行いました。

(3) 道路管理関係データベースの更新

距離標データ、路線データ、道路交通センサス関連データ、現・旧・新道区分データ等の更新を行いました。

(4) 幹線市町村道の路線名等のID化

幹線（一・二級）市町村道について、全国の市町村を対象に路線コード・路線名・幹線種別等のデータを整備しました（29,961路線）。

(5) 補修等

DRM-DBの信頼性向上のため、交通規制データの整備を実施している財団法人日本交通管理技術協会をはじめ、関係機関等とも連携しながらデータベースの補修等を行いました。

2. 特定業務利用データベースの更新

(1) 高速道路等のVICSリンクデータベースの更新

高速道路等のVICS（道路交通情報通信システム）リンクデータベース（統合リンクデータベース）の更新を行いました。

(2) 一般道路のVICSリンクデータベースの更新
東京・大阪等8都府県を除く39道県のVICSリンクデータベースの更新を財団法人日本交通管理技術協会と共同で行いました。

(3) VICS世代管理テーブルデータの更新
道路管理関連情報・交通規制関連情報を道路網や機器の一定年の変化に合わせ、提供者・利用者側が発信・受信するためには、世代間の変化状況を関連づけておく必要があることから、2006版VICSリンクをベースにVICS世代管理テーブルデータの更新を行いました。

(4) 特殊車両通行許可システム用地図データベースの更新

特殊車両通行許可システムは、平成18年度から、特車対象道路に加え、DRMの基本道路である幅員5.5m以上の特車対象外道路もオンライン申請システムで表示可能となり、特殊車両の通行許可申請者が特車対象外の道路の通行申請を行う場合も市販地図等に頼ることなく位置がわかり、申請しやすくなりました。

前年度は、この新しいシステムで使用する平成18年度の移行データの作成と、平成19年度用の新規に追加・変更登録するデータの作成を行いました。

平成18年度国際標準化活動の概要

ISO/TC204/WG3の事務局である当協会は、国際活動標準化活動の一環として、国際会議に参加して、情報収集に努めているところです。

そこで、昨年度に実施された国際会議等の活動状況について報告します。

(1) 活動範囲

下表に、ISO/TC204/WG3において2006年度に主に論議及び対応が行われた対象項目と、その項目を担当している4つのSWG (Sub Working Group)、ISO番号を示します。

対象項目	SWG	ISO番号
拡張地理データファイル(XGDF、Extended Geographic Data File)	3.1	NP22953
地図配信データ構造(Navigation Data Delivery Structure and Protocol)	3.2	NP24099
位置参照手法(LR、Location Referencing)	3.3	NP17571
API標準(API、Navigation System Application Programme Interface)	3.4	PWI17267

(2) 国際会議開催状況(2006年4月～2007年4月)

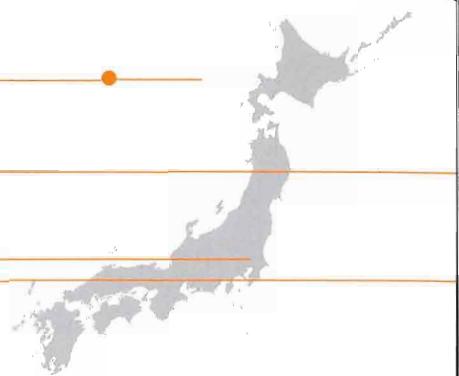
2006年4月24日～28日 プサン(韓国)
7月25日～28日 シカゴ(米国)
10月30日～11月3日 アムステルダム(オランダ)
2007年2月5日～9日 メルボルン(オーストラリア)
4月23日～27日 レキシントン(米国)

(3) 活動状況

① 拡張地理データファイル

拡張地理データファイルについては、ナビゲーションで使用する地図データの基になる地理データベースのデータ交換のための標準であるGDF (Geographic Data File) が2004年2月にISとして発行されています。このGDFの改良と、インターネット等の最新の情報交換分野の発展に伴う対応を目的に、GDFの拡張版として、XGDFの審議が2000年11月の会議から開始されました。

DRM21の考え方をGDFに反映させるべく、日本案(Non-explicit Topology)を、韓国と共同提案を行ってきました。2006年4月のプサン会議で日本案の採用が決まり、ミュンヘン会議



において日本から提案していた高さ要素、時間の概念が盛り込まれることが決まり、2007年2月のメルボルン会議でUMLモデルが審議され、大略承認されました。

2006年には各項目で作成された改訂案を最終的に取りまとめるグループの活動が始まり、XGDFをGDF5.0とすることなどが決められました。作業タスクが多く、各タスクグループでの審議に遅れが生じていたために、2007年4月のレキシントン会議において、最終案の完成を当初目標から半年延期して、2008年3月とすることが決定しました。

② 地図データ配信データ構造

地図データ配信データ構造については、国内会議でナビゲーション及び地図情報ビジネスの急速な発展、技術の進歩を念頭に標準化すべき分野を検討した結果、2004年2月の国際会議において、今後の新規標準化対象として、通信による地図データの配信構造に関する検討を行うことを、日本より提案しました。

2006年4月のNP承認以降は、要求機能の検討を続け、2006年11月のアムステルダム会議で機能分類の再編を行いました。2007年2月のメルボルン会議においてトップレベルの要求機能については、ほぼ合意がとれたので、今後はデータ構造やプロコトルの仕様定義へ議論の重点を移し、2008年4月のドラフト完成を目指します。

③ 位置参照手法

位置参照手法については、異なるアプリケーションや地図データベース間で情報交換する場合の位置の参照方式を対象としており、交換情報等を異なるシステム間で情報交換する場合に、どの場所のことなのかを異った地図データベースを使用していてもわかるようにすることが目的です。

Profile1 Pre-coded Location Referencing；システムでの規定を前提にした方法（Pre-coded Location Tableを使った方式を含む。）、**Profile2 Geographic Object Referencing**；座標とDescriptorによる方法、**Profile3 Explicit Location Refer-**

encing；モバイルインターネットを意識した方法（例えばXML）の3方式を対象に、ドラフトの検討が2000年8月の会議より開始されました。VICSは、Profile1の中でひとつのシステム例として紹介しています。

CDは、2006年11月に完成し、2007年2月に承認されました。

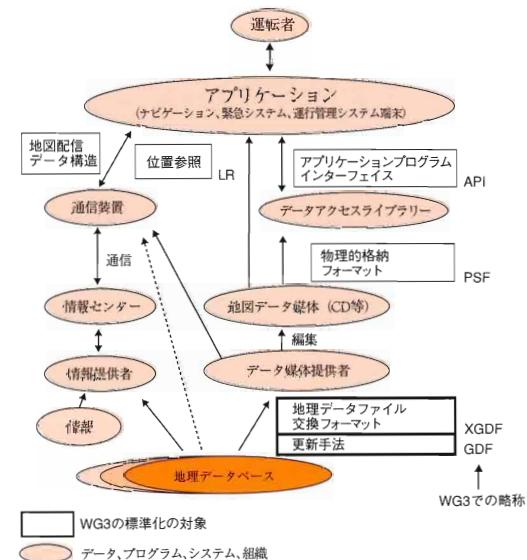
④ API標準

API標準については、ナビゲーション等のアプリケーションプログラムがデータをアクセスするための標準を対象としており、データをアクセスする関数の呼び出しの標準化を目指しています。

1996年～2002年の期間を費やして、ナビゲーションの関数設計が完成したことを皮切りに、他の5機能システムが有する6機能のうちのroute planningについても関数設計が進められました。2006年4月には6機能すべてのドラフト案が完成し、SWGメンバーによる検証作業が進められています。

2007年7月の会議までにエラー修正作業を完了し、最終ドラフトとして、WG3に提出してNP&CD投票を申請する予定となっています。

GW3のアイテムの位置づけ概要



出典：「ISO/TC204 関連の国内及び国際活動報告書」（平成19年3月）

平成18年度研究助成制度の概要及び平成18年度、平成19年度の活動概要

1. 研究助成制度

(1) 制度創設の趣旨

当協会は、設立から18年が経過し、この間、世界に先駆け制定した公開標準に基づいて、官民共通の社会基盤ともいべき全国デジタル道路地図データベースの整備、更新、提供等を行うとともに、近年では21世紀型ともいえる、現実世界を忠実に正確かつ高精度に記述が可能となる標準フォーマットである「DRM21」の開発にも取り組んでまいりました。

近年、欧米においては、主として交通事故低減の視点から、インフラ基盤として高精度な次世代デジタル道路地図への取組みが急ピッチで進められており、我が国においても、ITS（高度道路交通システム）のセカンドステージを迎へ、デジタル道路地図の高度化及び利活用についての推進が求められています。

こうした中で、当協会としても自らデジタル道路地図の収集、加工、提供、利活用等に関する調査、研究等を一層推進することはもちろん、平成18年度からは、大学等研究機関を対象に研究助成制度を創設し、この分野の調査、研究の進展に対

して、支援することとしました。

(2) 制度の概要

① 研究助成対象機関

国内の国公私立大学、高等専門学校及び国公立研究機関

② 研究助成の対象とする研究課題

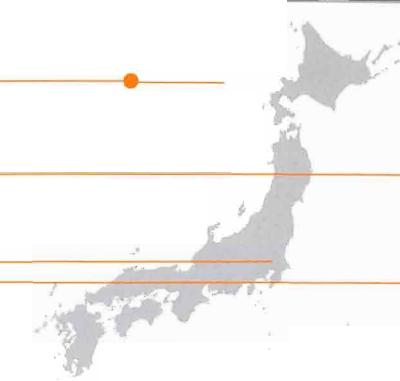
- ・デジタル道路地図関連の資料収集方法等に関する研究
- ・デジタル道路地図の作成及びシステム等に関する研究
- ・デジタル道路地図の精度及び鮮度向上に関する研究
- ・デジタル道路地図及びシステムの高度化に関する研究
- ・デジタル道路地図の利活用に関する研究
- ・その他デジタル道路地図に関する研究

③ 審査方法

審査は、研究助成審査委員会を設置し、社会への貢献、学術的価値（独創性、新規性）、研究の独創性・新規性、デジタル道路地図のニーズ・最近動向との合致性・緊急性、研究内容の

表-1 平成18年度の研究助成機関及びテーマ等

研究機関	研究代表者	研究テーマ
北海道大学	加賀屋 誠一	GIS支援ベースの震災時歩行者—自動車避難行動分析に関する研究
名古屋大学	森川 高行	ブロープカーデータを活用したリンク旅行速度情報の信頼性評価及び更新頻度最適化に関する研究
熊本大学	内村 圭一	ネットワーク型Active Shape Modelsによるデジタル道路地図の精度向上に関する研究
金沢工業大学	鹿田 正昭	GPSとリアルタイムGISを用いた大縮尺デジタル地図の即時更新に関する研究
筑波大学	大澤 義明	立体角を用いた道路俯瞰景観に関する計量的研究 —デジタル地図を活用して—
大阪工業大学	吉川 真	街頭犯罪のネットワーク空間分析
筑波大学	村山 祐司	GISを利用した生活利便性評価のためのアクセシビリティ研究 —茨城県つくば市を事例として—



計画性・具体性を評価し、助成対象を決定する。

2. 平成18年度の研究助成対象テーマ及び成果報告

平成18年度は、表-1の機関及び研究テーマに対して研究助成を行い、本年6月29日に国土交通省、賛助会員及び協会関係者等を対象に研究成果報告会を開催しました。報告会には会場が満席になるほど多数の方々にご参加いただくとともに、



成果を報告する研究者

活発な質疑があり、盛会のうちに報告会を終えました（写真参照）。

3. 平成19年度の研究助成

平成19年度は、4月2日から5月7日まで研究助成テーマ等の一般公募を行い、6月1日の審査委員会を経たうえで、表-2に示す研究機関及びテーマに対して、研究助成を行うことといたしました。



報告内容を熱心に聴講する参加者の皆様方

表-2 平成19年度の研究助成機関及びテーマ等

研究機関	研究代表者	研究テーマ
名古屋大学	山本 俊行	交通事故統合データベースとプローブカーデータを活用した、潜在的交通事故危険度指標の計測
日本大学	高阪 宏行	GIS-Tによる交通ネットワークモデルの高度化に関する研究
熊本大学	内村 圭一	枝マップ交差点抽出法を用いたデジタル道路地図の高速作成に関する研究
奈良大学	碓井 照子	リスク・コミュニケーションにおける道路ネットワークの利用
京都大学	谷口 栄一	デジタル道路地図を活用した都市内集配トラックの配車配送計画の最適化
宮城大学	蒔苗 耕司	予見制御支援のための道路線形情報モデルに関する研究

デジタル道路地図を取りまく最近の情勢

1. 「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部長：内閣総理大臣発表）

「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を国家戦略として位置付け、ITを駆使した環境配慮型社会、災害対応等の世界に誇

れる安全で安心な社会、世界一安全な道路交通社会等を目指すこととしています。なかでも、“世界一安全な道路交通社会”（交通事故死者数5,000人以下：平成24年末達成目標）に向けて、高度なITS戦略が打ち出されており、目標年度までに関係各省庁

が一体となって諸施策が実施されます。

特に、インフラ協調による安全運転支援システムは、平成22年度から事故多発地点を中心に整備がなされる予定となっています。

2. 国土交通分野イノベーションの推進

政府全体のイノベーション推進とともに、国土交通省は、国民生活の向上、安全・安心な社会の実現などを目指す「国土交通分野イノベーション推進大綱」を5月25日にとりまとめました。この中で、世界一安全でインテリジェントな道路交通社会の実現に向けて、「位置情報・地図データの高度化により、高度なナビゲーションの実現を図る」とされています。また、社会資本整備・管理の効率化、生産性の向上に向けて、「設計・工事等に必要な地図や図面をデジタル化し、情報共有・連携できるようにする」とされています。

3. 「スマートウェイ推進会議の提言」(平成17年7月フォローアップ)

「ITS、セカンドステージへ」との提言が平成16年8月、スマートウェイ推進会議（委員長：豊田章一郎経団連名誉会長）からなされ、デジタル道路地図の高度化に関し、「……今後、走行支援システムへの活用や迅速な更新を可能とする仕組みづくりに向けて、積極的に推進することが望ましい。」とされました。また、平成17年7月のフォローアップにおいても、「詳細かつ最新となる道路更新データを、道路管理者から一般ユーザ（カーナビ等）へ迅速に供するための仕組みを構築……多様な走行支援サービスの展開に向け、より詳細で使いやすいデジタル道路地図基盤を整備……」とされています。

国土交通省では、スマートウェイ推進の取組みとして、カーナビと地図データの連携による事故多発地点等における注意喚起（地図連携）などを含め、新しい情報提供の実用化に向けた公道実験をスタートさせる段階に至っています。

4. 「次世代デジタル道路地図」の研究等

ITSセカンドステージに向けてのデジタル道路地図のあり方に関し、国土交通省国土技術政策総合研

究所が中心となって「次世代デジタル道路地図研究会」（委員長：柴崎亮介東大教授）が平成17年に設置され、当協会も参画して産・学・官共同で検討が進められてきました。

また、平成17年7月には特定非営利活動法人ITS-Japanが「次世代デジタル道路地図」に関して民間の立場から提言を行っています。

5. 地理空間情報活用の機運

平成19年3月22日に「GISアクションプログラム2010」が決定されるとともに、平成19年5月23日に「地理空間情報活用推進基本法」が可決・成立しました。

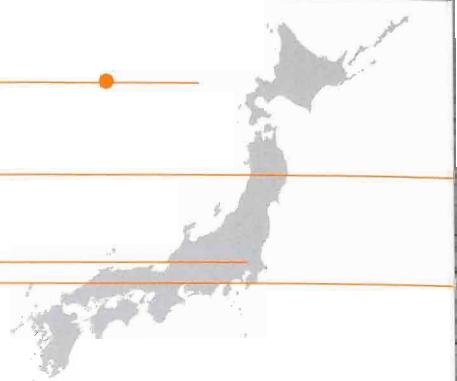
こうした法や政策は、地理空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るために不可欠な基盤であることを示し、その上で地理空間情報の活用推進に関する諸事項を示しています。

（詳しくは、別掲の「地理空間情報活用推進基本法」等を参照してください。）

6. 関連技術等の進展

デジタル道路地図及び利用システムを取り巻く関連技術等の進展はめざましく、信頼性の高い衛星測位技術、通信技術・情報媒体技術・地上デジタルTV放送の全国展開・プロープ情報の検討・位置参照技術・道路管理者における電子納品の本格化、国際標準化等々、短期中期的に実現化が想定されています。このような事象にも注視しながら、DRMデジタル道路地図データベース自体の進化・高度化、提供システムの高度化、安定的な官民共通のデータベース提供のための的確な維持更新方策等を検討、実施していく必要があります。

上記のような背景のもと、当協会が整備する官民共通の開かれたDRMデジタル道路地図データベースが、安全で快適な走行を支える道しるべとして、効率的で確かな道路整備・道路管理の高度化基盤として、さらに安全で安心できる社会の構築に寄与できる多方面でのGIS基盤として、有効に利活用されるように進化させていく必要があります。



道路交通センサスデータの取り込み

平成17年度に行われた道路交通センサスデータを、平成18年度のデジタル道路地図データベース（以下「DRM-DB」という。）に取り込みましたので、その概要を報告いたします。

道路交通センサスは、一般都道府県道以上の道路を主な対象として、交通量や旅行速度のほか、車線数や道路幅員等の道路構造を調査するもので、平成17年度道路交通センサスでは、全国で36,747箇所の調査単位区間が設定されました。

DRM-DBへのセンサスデータの取込みは、各調査単位区間とDRM-DB基本道路リンクとの対応関係を調査して対応するリンク毎に交通量等のデータを属性として入力しました。実際に取り込んだ情報項目は以下のとおりです。

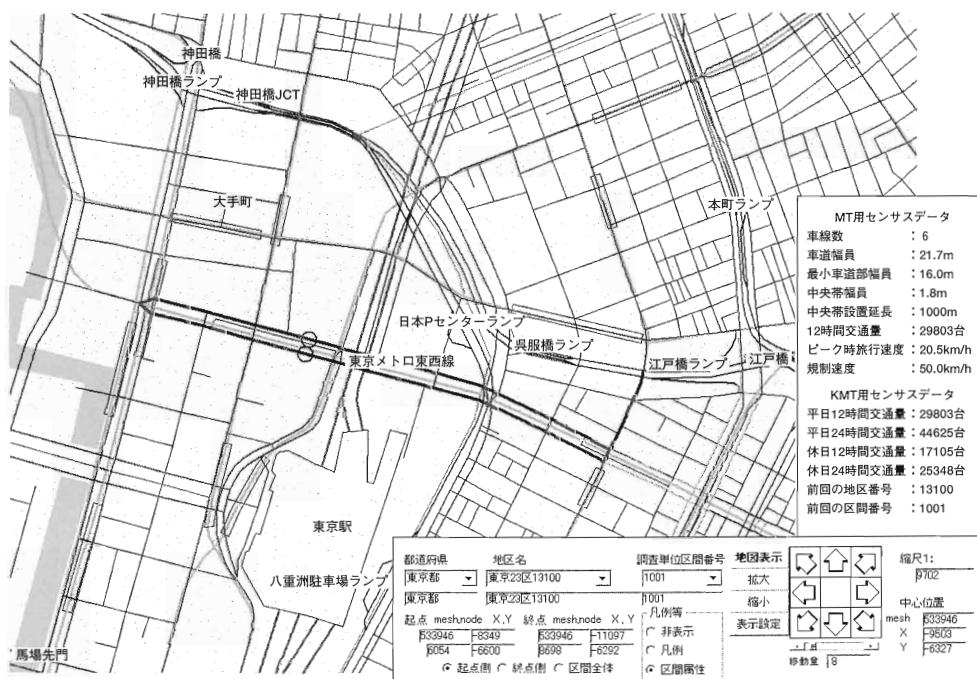
- (1) 道路構造データ（車線数、車道幅員、最小車道部幅員、中央帯幅員、中央帯設置延長）
- (2) 交通状況（12時間交通量、ピーク時の旅行速度）
- (3) 交通規制（速度規制）

下図は、データ作成用に開発したセンサスピュアを用いて、センサス調査単位区間を背景

データとともに表示した事例です。画面右の枠に、DRM-DBに属性データとして取り込んだ交通量等のデータ内容が表示されています。

センサス調査単位区間は、政令指定市、北海道の各支庁及び政令指定市を除く都府県毎にユニークな番号が付されています。ビューアの操作で都道府県、政令指定市又は支庁を順次指定し、一覧リストから調査単位区間番号を指定すると、該当する区間を含む地図画面が表示されます。

道路交通センサスの調査は5～6年毎に行われるため、調査が行われない通常の年は、センサス調査単位区間の連続性が途切れないように、DRM-DBの道路網の変化に合わせて、対応関係を調整しています。例えば、調査単位区間を新しくできたバイパスに移動した場合、平成17年度までは前記の(1)～(3)までの全ての項目を移し込んできましたが、今年度からは(2)の交通状況のみに限定し、(1)の道路構造データのうち、車線数と車道幅員については別途調査して、より正確な資料によりデータ化する予定です。



市町村道幹線路線の名称付与・ID化

1. 作業の目的とこれまでの成果

当協会の道路地図データベースの道路線形は、基本的に国土地理院発行の1/2.5万地形図をベースにし、一般都道府県道以上の道路については、道路管理者の資料に基づき、毎年補修をしています。

道路や位置の特定等に利用される道路名称については、県道以上及び政令指定市の市道については、道路管理者からの資料により、道路線形（リンク）の整備とともに、道路名称及び番号をリンクの属性としてデータ化しています。

一方、市町村道については、基本的には国土地理院発行の地形図に基づいてデータ整備を行っているため、道路名称及び番号のデータ化はこれまで整備されておりませんでした。このため、市町村道においても道路の名称付与及びID化が行われれば、道路の特定、位置の特定が容易となり、ルート案内や迂回路検索等も、よりスムーズに行えるなど道路データベースの利便性が一層高まることが期待されます。

このようなことから、平成17年度からは、全国の市町村道の幹線道路について、道路名称及び番号のデータ化を目的として整備を実施することといたしました。

平成17年度、18年度の2年間の成果としては、全国の市町村から提供された資料をもとに、幹線（一・二級）市町村道の路線コード、路線名、幹線種別等について、10万路線を超えるデータ化を行いました。これを道路の総延長に換算しますと、全国で推定約17万kmに相当する道路について、市町村道幹線路線の名称付与とID化が整備されたことになります。

今年度も、前年度と同様、市町村の認定路線網図及び変更情報から、幹線（一・二級）市町村道の名称付与とID化の整備を実施することとしています。

さらに、これらに加え、幹線的道路であるバイパス、都市計画道路の名称付与及びID化にも取

組むこととしております。

2. バイパス道路

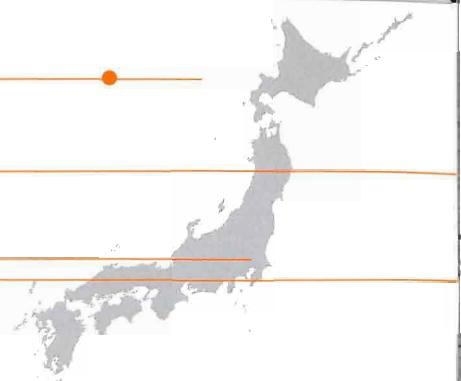
バイパス道路は、市街地等の混雑区間、又は峠・山間部等の狭隘区間等を迂回するために建設された道路です。市街地を回避してバイパス道路を建設することにより、バイパス側に交通の流れを誘導し、その結果、市街地における交通量が減少し、渋滞、事故、騒音等の諸問題に関して緩和することができます。さらに、山間部の屈曲した狭隘区間にに対して、バイパス道路を建設することにより、地域間交通を促進することもできるなど、バイパス機能には大きな効果があります。

これまででは、バイパス道路が供用になつても、既存の旧道が市町村等に移管されなかつた場合は、両道路とも道路種別、路線番号が同一となり、バイパス道路と並行する既存道路との区別が困難である等の問題が発生していました。今回、DRMデータの基本道路内リンク属性に、新たに「バイパス道路名称」を追加し、バイパス道路名称を別に付与できるようにしました。バイパス道路名称の付与を行うための調査方法は、全国の道路管理者にバイパス道路についての確認資料を提示し、その確認を行つたうえでデータ化を行うこととしています。データ化を行うバイパス数は、全国で約1,200箇所と予測しており、バイパス道路については、今年度中に整備を完了させる予定です。

3. 都市計画道路

都市計画道路とは、「健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路」と定義されており、その区分は、以下のとおりとなっています。

- (1) 自動車専用道路
- (2) 幹線街路
- (3) 区画街路



(4) 特殊街路（主に自動車以外の交通（歩行者、自転車等）のために供される道路）

(1) の自動車専用道路については、既に名称の付与を行っており、今回は(2)の幹線街路について、名称及びコードの付与を行うこととしています。

都市計画道路は、区分、幅員、一連番号がコード化されており、当該道路の幅員がコードにより

判別できることとなり、利便性が一層向上できると考えております。データ化は、今年度と来年度の2年間をかけて行う予定です。今年度は、県庁所在都市と政令指定市について都市計画図を収集したうえで、供用済み道路を調査し、都市計画道路の名称付与とID化を行います。来年度は、残りの市町村について、都市計画道路の名称付与とID化を行う予定です。

道路案内標識等の資料収集

当協会では平成19年度より、道路案内標識等の資料の収集業務を実施することにしました。

収集資料としては、新規設置及び内容の変更された道路案内標識等とし、具体的には社団法人全国道路標識・標示業協会のご協力をいただき、次の内容の資料を収集することとしています。

1. 標示物件の種類（道路案内標識・路面標示）
2. 標示内容・写真

3. 供用（予定）日
4. 標識設置・表示場所の所在地
5. 設置・表示場所の位置図

これらの各資料は、カーナビ等に反映され、交差点などで道路利用者がわかりやすく、誘導しやすい道路等の案内に資することとなるものです（以下の標識例参照）。



確認案内標識



予告案内標識



交差点案内標識

踏切データの充実 —緊急対策踏切全箇所確認と遮断時間データ化—

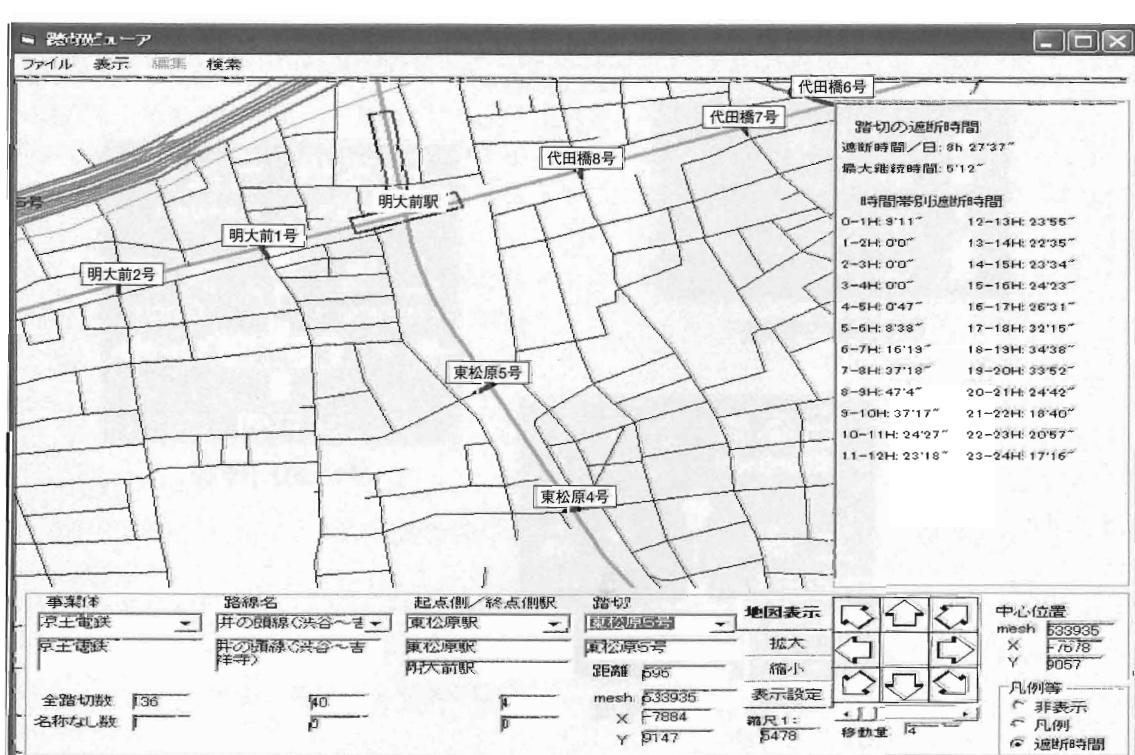
踏切データについては、道路リンク内属性として地形図、道路管理者資料、鉄道事業者資料を基に、平成10年度に基本道路（都道府県道以上及びそれ以外で幅員5.5m以上の道路）の踏切、平成11年度に細道路（基本道路以外で幅員3.0m以上の道路）の踏切、平成17年度に細々道路（幅員1.5m～3.0mの道路）の踏切を対象に整備してきました。さらに、その後は踏切データの拡充・更新を行い、現在約3万箇所の踏切データを整備しています。

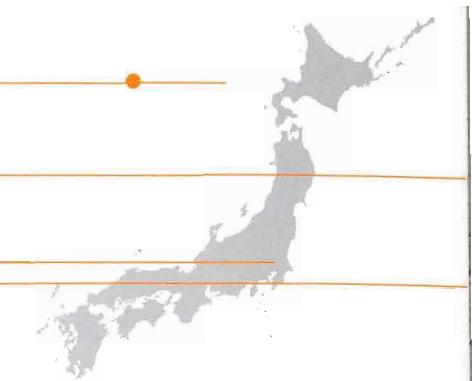
緊急対策踏切は、踏切事故、交通渋滞の削減を図るため、国土交通省が全国の道路管理者及び鉄道事業者の協力のもと全踏切を対象に総点検を実施し、緊急に対策が必要な踏切として抽出した踏切です。平成18年8月に1,820箇所、平成19年4月に140箇所の追加、合計1,960箇所の緊急対策踏切（「開かずの踏切」「自動車と歩行者のボトルネック踏切」及び「歩道が狭隘な踏切」）が発表されました。

当協会は、この緊急対策踏切について、DRM-DBのデータ化状況を踏切ビュア等で総点検を行い、不備があった踏切については、道路管理者、鉄道事業者に照会するなどしてデータの補修を行っています。これにより、緊急対策踏切の「開かずの踏切」は1903版、他踏切は1906版においてほぼデータ化し、国土交通省のリストと整合させています。

また、併せて「踏切別遮断時間データ」をDRM-DBに取り込むこととし、当面は試行的に利用できるようにします。カーナビが開かずの踏切等の遮断度合いを保有することにより、時間帯に応じてボトルネックの踏切を迂回する経路選択を行うことができ、渋滞緩和にも役立つことが期待されます。

下の図は、東京都内の開かずの踏切が多い場所と踏切遮断時間データの例を踏切ビュアで表示したものです。





走りやすさマップデータに関する取組み

国土交通省では、道路構造上の「走りやすさ」を表わした「走りやすさマップ」の作成に取り組んでいます。平成17年度までに、九州各県お試し版、全国17モデル地区お試し版が作成・公表されるとともに、平成18年度から道路重点施策の一環として位置づけ、9月に全国お試し版が公表されました。

さらに、走りやすさマップを利用して道路利用者の視点に立った分かりやすい道路構造情報の提供、効率的かつ円滑なカーナビへの展開に向けた検討を行うことを目的に、平成18年7月に「道路の走りやすさマップ研究会」が設立されるとともに、具体的な検討を進めるため、官民共同で「走りやすさマップのカーナビ等への活用に関する共同研究」が開始されました。

これに関連して、当協会としても国土交通省の指導のもとに、走りやすさマップ作成の基データの整理、 DRMデータと関連付けるデータ項目の検討、関連付け方法の検討、さらに共同研究で使用する DRMデータと関連付けたサンプルデータの作成を行ってきました。



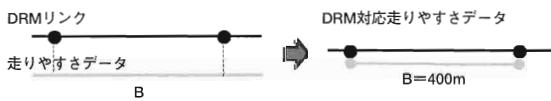
通常の地図と走りやすさマップの比較

DRMデータとの関連付け方法の検討では、カーナビへの容易な取り込み等を考慮して、DRMリンクと評価区間の位置対応関係を下図のとおりとしました。

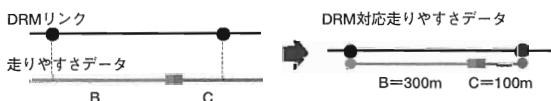
国土交通省等では、今後平成21年2月末まで前述の共同研究が行われ、カーナビ等に走りやすさの情報を盛り込むに当たり必要となるフィージビリティの確保や共通に定めるべき標準化案の作成が行われます。

【走りやすさ評価データ区間イメージ】

DRMリンク内に含まれる評価区間が1つの場合



DRMリンク内に含まれる評価区間が複数の場合



走りやすさランク

国土交通省国土技術政策総合研究所「道路の走りやすさマップ“対応力ナビ”実用化へ」官民共同研究を開始 記者発表資料より

地理空間情報活用推進基本法の成立及び測量法の一部改正について

1. 地理空間情報活用推進基本法

地理空間情報活用推進基本法案（以下「基本法」という。）は、去る5月23日第166回通常国会で可決・成立しました。基本法は、地理情報システム（GIS）の利用を支える基盤となる地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する基本となる事項を定めようとするものです。

(1) 基本理念

- ①地理空間情報の整備・提供、地理情報システムや衛星測位の利用推進、人材育成、関係機関の連携強化等
- ②地理情報システム施策と衛星測位施策の連携（両施策を整合的、一体的に推進し、地理空間情報の、より高度な活用や新たなサービスの提供を目指す。）
- ③信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境の確保
- ④公共施設の管理、防災対策の推進等
- ⑤行政運営の効率化・高度化
- ⑥多様なサービスの提供
- ⑦多様な事業の創出と発展、環境との調和等
- ⑧民間事業者の技術提案・創意工夫の活用

⑨個人の権利利益侵害、国の安全の確保への配慮

(2) 国、地方公共団体の責務、事業者の努力

①国、地方公共団体は、基本理念に則り、それぞれの役割として地理空間情報の活用の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

②測量、地図の作成又は地理情報システム・衛星測位を活用したサービス提供の関係事業者は、事業活動に関し、良質な地理空間情報の提供等に努めるとともに、地理空間情報の活用推進に関する施策に協力するよう努める。

(3) 地理空間情報活用推進基本計画の策定

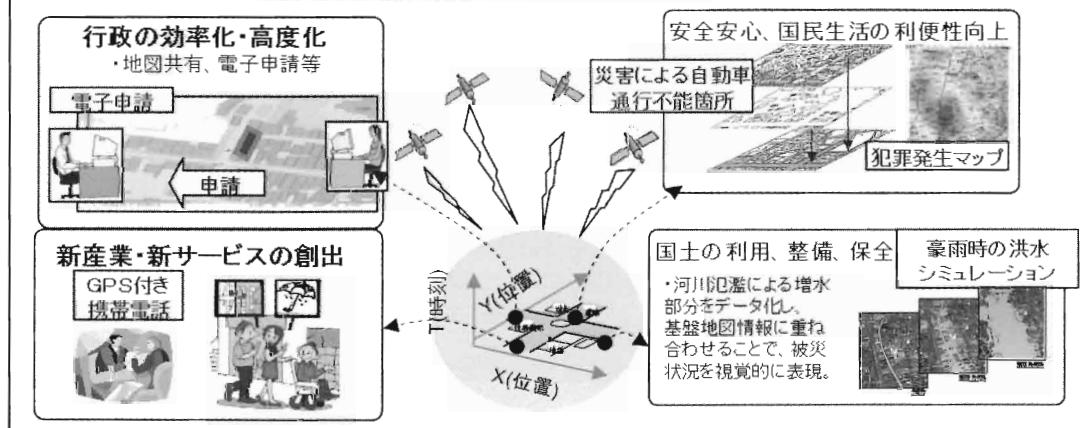
施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報活用推進基本計画を策定する。

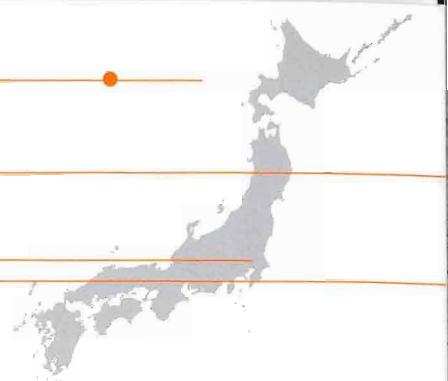
①基盤地図情報の整備等

- ・基盤地図情報の項目及び精度基準に関する国土交通省令
- ・基盤地図情報の整備手法に係る技術基準の策定

②地図関連業務における基盤地図情報の相互活用（各分野における事務又は事業を実施するため地図を作成する場合には、既に整備された基盤地図情報の相互の活用に努めるものと

—地理空間情報を高度に活用できる社会の実現—





する。)

- ③基盤地図情報の円滑な流通等（国の基盤地図情報はインターネットを利用して無償で提供する。）
- ④研究開発の推進等

2. 測量法の一部改正

測量法の一部改正が去る5月17日第166通常国会において可決・成立しましたので、改正内容の概要を紹介します。

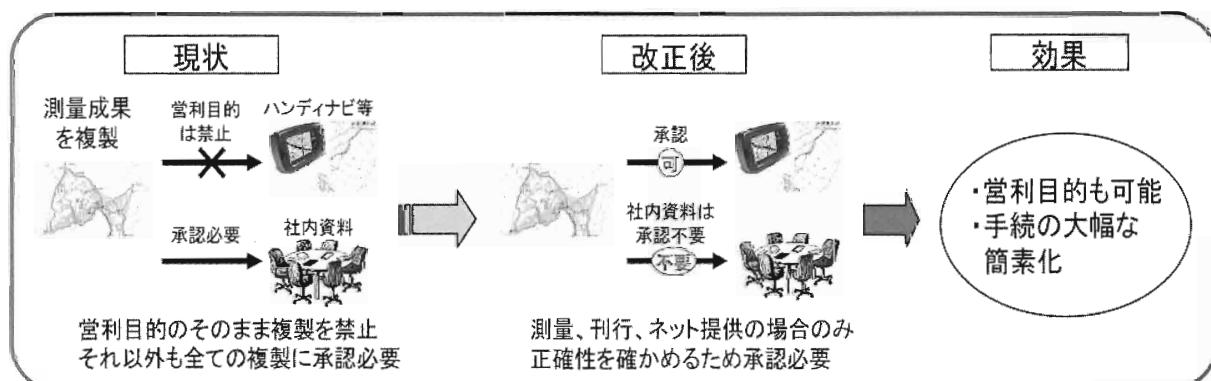
今回の測量法の改正は、平成14年4月から実施されています測量の基準が「世界測地系」に改正されて以来の大規模な改正で、最近のインターネットの発展・普及、さらに、デジタル地図の普及を踏まえた改正といえます。

- (1) 地図等の基本測量の測量結果のインターネットによる提供

これまで、国土地理院が作成した地図等については、紙地図あるいはCD-ROMの形での刊行でしたが、その刊行に加え、インターネットによる提供が制度化されました。

(2) 測量成果の複製承認手続きに関する規制の緩和

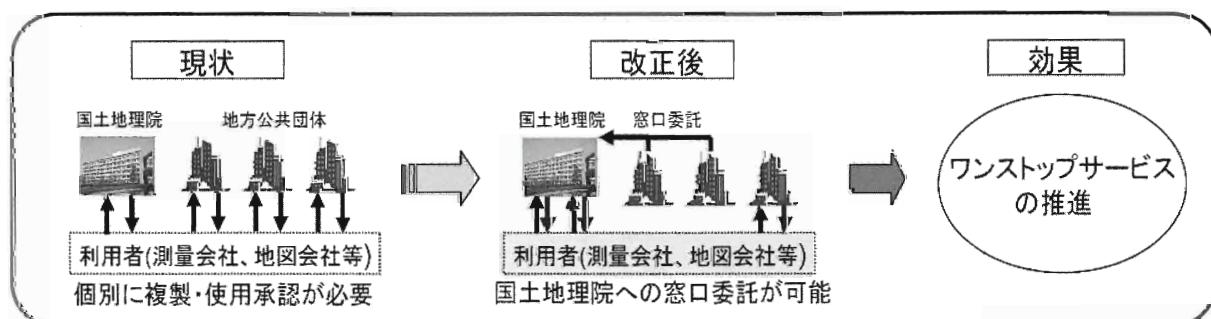
測量成果の複製承認については、これまで営利目的の複製を禁じていました。また、非営利目的の場合でも、国土地理院や地方公共団体等の作成機関の個別承認が必要でした。今回の改正では、社内資料等の内部資料や正確性が問われない用途の場合の承認は、不必要となりました。また、営利目的であっても、インターネットの背景図やハンディーナビの背景図といった場合、承認を得ることでそのまま利用可能となり、営利目的でも使用目的によっては承認されることになりました。



- (3) 公共測量成果の複製・承認申請のワンストップ化

測量成果の複製・使用承認に当たっては、これまで基本測量成果は国土地理院に、公共測量成果は測量計画機関に承認申請を提出していま

したが、今回の改正では、公共測量成果の複製・承認について、その申請手続きの窓口業務を測量計画機関が国土地理院に委託できるようになります。その結果ワンストップサービスを目指すことになります。



「測量・設計システム展2007」へ出展 —ベンダーフォーラムに初参加—

「測量・設計システム展2007」が6月20日から22日までの3日間、パシフィコ横浜で開催され、今回の出展で5回目となる当協会では、例年の技術展示会場での出展のほか、今回初めてベンダーフォーラムを開催し、DRMデジタル道路地図データベースの役割、特長、そして次世代に向けての取組み等について幅広く紹介しました。

全体として、期間中の総入場者数は21,067名と昨年より若干少なかったものの、各ブースにおいては昨年にも増して、より展示方法に創意工夫を凝らしたものが多く、会場は盛り上がりを見せていました。当協会では今回初めての試みとして、ベンダーフォーラムを企画したところ予想を超える多くの方々が立ち寄られ、会場内はほぼ満席となるなど当協会の

デジタル道路地図について、多くの方々の関心を呼んだものと考えております。また、データの利用等についての質問があり、それら質疑応答を通じて、広く利用者へのご理解がいただけたものと思っております。

展示会場（下の写真）では、音声付パワーポイント（映像）、パネル、出力図、パソコンでのデモ、パンフレットにより当協会の役割、デジタル道路地図の内容、官・民におけるデータの利用例及び DRM標準フォーマット21等について紹介するとともに、前述のベンダーフォーラムにおいては、50分という限られた時間ではありましたが、60数名の入場者があり、盛会のうちにDRMの概要、次世代への取組み等について紹介しました。



■ DRM展示コーナー（連日多くの見学者で賑わう）

DIGITAL ROAD MAP



■ DRM展示コーナーの全景



熱心に音声付きCD映像を見学する来場者 ■



■ デジタル道路地図について説明する矢口専務理事



熱心に耳を傾ける多くの来場者 ■

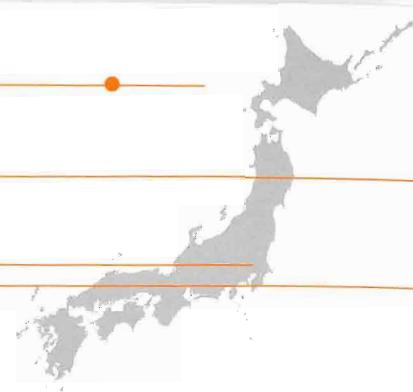
役員の改選

平成19年5月31日付けをもって役員の任期満了に伴い、同年6月1日付けで次のとおり理事15名及び監事2名が選任されました。

(任期: 平成19年6月1日～平成21年5月31日)

役職	氏名	区分	所属法人	役職	備考
理事長	浅井新一郎	非常勤	財団法人日本デジタル道路地図協会		
専務理事	矢口 彰	常勤	"		
常務理事	西澤 公陞	"	"		
理事	梅原 芳雄	非常勤	財団法人日本建設情報総合センター	理事	
"	加藤 正彰	"	本田技研工業株式会社	常務執行役員	新任
"	加藤 光治	"	株式会社デンソー	専務取締役	
"	金澤 啓隆	"	マツダ株式会社	執行役員	
"	塙路洋一郎	"	日本電気株式会社	執行役員常務	
"	重松 崇	"	トヨタ自動車株式会社	常務役員	
"	篠原 稔	"	日産自動車株式会社	常務	
"	辻 英夫	"	財団法人道路新産業開発機構	常務理事	
"	遠山 敬史	"	松下電器産業株式会社 パナソニックシステムソリューションズ社	社長	新任
"	野上 道男	"	日本大学文理学部	教授	新任
"	浜崎 祐司	"	住友電気工業株式会社	常務取締役	
"	藤澤 正明	"	株式会社日立製作所	オートモティブシステムグループ CIO兼 事業開発本部長	新任
監事	藤本 和也	"	株式会社新生銀行	執行役公共金融本部長	
"	水口 直幸	"	株式会社三菱東京UFJ銀行	東京公務部長	

(五十音順)



評議員の改選

平成19年1月31日付をもって評議員の任期満了に伴い、同年2月1日付けで次のとおり38名の評議員の方々を委嘱いたしました。

(任期：平成19年2月1日～平成21年1月31日)

氏名	所属法人	役職	備考
相川 哲郎	三菱自動車工業株式会社	常務取締役	
朝日 守	北海道地図株式会社	代表取締役副社長	
東 重利	株式会社トヨタマップマスター	理事	新任
網田 純也	株式会社ゼンリン	常務取締役	
稻垣 秀夫	国土地図株式会社	代表取締役	
猪原 紘太	東京カートグラフィック株式会社	代表取締役	
岩田 盛博	昇寿チャート株式会社	代表取締役	
上田 敦	三菱電機株式会社	上席常務執行役	
大田 純一	国際航業株式会社	取締役	
大橋 司郎	クラリオン株式会社	執行役員技術開発本部本部長	
納 宏	株式会社バスコ	取締役	
小野寺 浩	名古屋電機工業株式会社	取締役	
加藤 喜昭	アイシン精機株式会社	常務役員	新任
鎌木 正	東京ガス株式会社	常務執行役員	
菊地 學	小糸工業株式会社	常務取締役	
黒田 茂夫	株式会社昭文社	代表取締役社長	
小杉 昭夫	スズキ株式会社	常務役員	
五本木秀昭	内外地図株式会社	専務取締役	新任
塙澤 達也	朝日航洋株式会社	取締役	
鈴木 宏尚	矢崎総業株式会社	常務取締役	
高橋 修	富士通テン株式会社	専務取締役	
滝川 豊	オムロン株式会社	執行役員専務	
田中 尚行	株式会社中央ジオマチックス	代表取締役	
近持 雅春	アジア航測株式会社	常務取締役	
中島 壽生	ドコモ・システムズ株式会社	取締役	
長島泰一郎	株式会社武揚堂	参与	
中村 俊行	財団法人道路交通情報通信システムセンター	常務理事	
波江野 章	パイオニア株式会社	常務取締役	
堀江 清一	株式会社長大	取締役専務執行役員	
町野 武重	日本無線株式会社	顧問	
松岡 信昭	三洋電機株式会社	執行役員	
松坂 吉章	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	取締役	
松林 淳	ダイハツ工業株式会社	執行役員	
緑川 文秧	緑川地図印刷株式会社	代表取締役社長	
宮澤久美子	株式会社ニュープランニング	代表取締役	
村瀬 忠男	沖電気工業株式会社	専務取締役	
山口 博	東京電力株式会社	執行役員	
鶴頭 正一	富士重工業株式会社	専務執行役員	新任

(五十音順)



鹿浜橋緑地のチューリップ畠（写真提供：首都高速道路株式会社）

編集後記

平成17年2月に発効した京都議定書に端を発し、世界的な問題として取り上げられている「地球温暖化防止対策」が極めて顕著となっている昨今、我々ができる身近な手段として定着し、3年目となった「Cool Biz」も官民を問わず一段と定着してきました。気象庁は夏日、真夏日に加え、今夏から新たに35℃以上の日を「猛暑日」として定めるなど、5月の長期予報ではマスコミ情報を見る限り、今年の夏は、ペルー沖で発生する「ラニーニャ現象」の影響もあって、少雨で梅雨明けが早く、10月ごろまで猛暑日が続くと予測していました。とりわけ中国・四国地方では水飢饉で深刻な問題となりそうで、平成6年の大渇水の再来も考えられると言われていましたが、一転して7月初旬には、九州（特に熊本）や四国地方での大水害や台風4号が列島を直撃し、さらには中越沖地震に見舞われるなど甚大な被害をもたらしたところです。

前置きはこの程度にして、当協会を含む公益法人については、平成18年度の予算・決算事務処理

から民間企業に準じた新会計基準が導入され、理事会等においても新様式による決算書等により審議が行われました。このほか、今期は役員の改選期でもあり、新たな体制（別掲参照）のもとで業務運営がスタートいたしました。

また、昨年6月に成立・公布された公益法人制度改革関連3法は、本年夏に政令・府令が制定され、来年12月には施行となり、その後5年間の移行期間内に公益財団法人としての認定を受けるための諸手続き等を行うこととなります。

なお、来年の8月8日には、当協会が創立20周年の節目の年を迎える年でもあります。（余談ですが、この日は北京オリンピックの開会式でもあります。）当協会にとって多忙な年になりそうです。このため、役職員一同、国土交通省や賛助会員各社等のご指導・ご支援をいただきながら、当協会にとって“盛人”となるこの重要な年を乗り切っていく決意でありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

編集・発行人 強瀬 淳一

URL:<http://www.drm.jp>
ご質問などのアドレス：contact@drm.or.jp